

京大広報

No. 7

京都大学広報委員会

評議会あり方検討委員会メモ

第3回(6.24)

今回は、相良教授(教育)および園部助教授(法)の出席を得て、その専門的立場からの説明をきくこととした。まず相良教授より、「国立大学の評議会に関する暫定措置を定める規則」(昭28.4.22文部省令第11号)の制定された経緯について、つぎに園部助教授より、わが国の国立大学において評議会制度が設けられた当初の事情について、それぞれ説明があった。ついで、両氏と各委員の間で、現行法上評議会を諮問機関としてのみみてよいかどうか、諮問機関とした場合学長の諮問はどのようなかたちで行なわれるべきかなど、評議会の性格をめぐって多くの質疑応答がかわされた。

△ △ △

— 参 考 —

「国立大学の評議会に関する暫定措置を定める規則」
(設置)

第1条 数個の学部を置く国立大学に評議会を置く。
2 1個の学部のみを置く国立大学においても、当該大学の事情により、評議会を置くことができる。
(組織)

第2条 前条第1項の評議会は、左の各号に掲げる評議員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 各学部長及び教養部長
- (3) 各学部及び教養部ごとに教授2人
- (4) 各附置研究所の長

2 当該大学の事情により、評議会の議を経て前項第3号の各学部及び教養部ごとの評議員の数を5人までに増加し、同項第4号の評議員の数を制限し、又は附置研究所の教授、附属図書館長、附属病院長、

短期大学を併設する大学にあつては短期大学の教授その他重要な職にある職員を評議員とすることができる。

(任命)

第3条 評議員は、学長の申出に基いて文部大臣が任命する。

(補欠の評議員等)

第4条 教授であることによって評議員となった者が教授の地位を失った場合及び特定の職にあることによって評議員となった者がその職を失った場合には、当然評議員の職を退き、当該評議員に欠員を生じた場合には、文部大臣は、前条の方法により補欠の評議員を任命する。

(任期等)

第5条 教授であることによって評議員となった者の任期は、2年とする。但し、前条に規定する補欠の評議員の任期は、前任者の任期の残余の期間とする。

2 前項の評議員は、再任されることができる。

3 第1項の評議員は、任期が満了した場合においても、新たに評議員が任命されるまでは、同項の規定にかかわらず、引き続きその職務を行う。

4 評議員は、非常勤とする。

(権限)

第6条 評議会は、学長の諮問に応じて左の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 学則その他重要な規則の制定改廃に関する事項
- (2) 予算概算の方針に関する事項
- (3) 学部、学科その他重要な施設の設置廃止に関する事項
- (4) 人事の基準に関する事項
- (5) 学生定員に関する事項
- (6) 学生の厚生補導及びその身分に関する重要事項
- (7) 学部その他の機関の連絡調整に関する事項
- (8) その他大学の運営に関する重要事項

2 評議会は、前項に掲げる事項の外、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)の規定によりその権限

に属せしめられた事項を取り扱う。

(会議の招集及び議長)

第7条 学長は、評議会の会議を招集し、その議長となる。

(運営の細目)

第8条 この省令に規定するものの外、評議会の組織及び運営の方法については、評議会の議を経て学長が定め、文部大臣に報告しなければならない。

(1個の学部のみを置く国立大学の評議会)

第9条 第1条第2項の評議会は、左の各号に掲げる評議員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 学部の教授5人
- (3) 各附置研究所の長

2 前項の評議会には、第2条第2項から第6条第1項まで、第7条及び第8条の規定を準用する。但し、第2条第2項を準用する場合において、同条同項中「第3号」とあるのは「第2号」と、「5人」とあるのは「10人」と、「第4号」とあるのは「第3号」と読み替えるものとする。

附 則 (昭和28年文部省令第11号)

この省令は、公布の日から施行し、昭和28年4月1日から適用する。

附 則 (昭和38年文部省令第12号)

この省令は、公布の日から施行する。

△ △ △

(事務局)

月 曜 会 メ モ

第15回 (6.23) 司会 日比野丈夫会員

月曜会では数回ごとに、会そのものの性格やあり方について反省し検討を行ない、議事を進めることにしている。今回はとくに、近く発足するはずの大学問題検討委員会との関連が問題となった。本会で出されているいろいろの意見を、総長を通じてばかりでなく、直接に検討委員会にも何らかの形で反映させるべきであるという積極論も出た。また本会のメンバーが助手までを含む教官全体に広げられているのに対し、検討委員会のメンバーが講師以上に狭められ、しかも現在のところ高年齢の人々が推薦されていることについて一部では疑義がもたれた。検討委員会が特定のテーマを選び、時限を定めて結果を報告する任務を課されていることからすれば、長期的な改革案は期待しがたいという見方と、必ずしも目前の部分的な改革だけを意図しているものではあるまいとい

う見方があった。しかし、本会としては各メンバーがそれぞれ自由な立場から、広く問題を出して論じあい、遠い未来像を息長く追求していくべきであるということが、だいたい多数意見のように見受けられた。そのためには現状にとらわれない思いきった発言が必要なのであって、統一見解をまとめるごときはむしろ避けた方がよいという意見が強かった。また、本会のメンバーで検討委員会のメンバーを兼ねている人には、とくに相互の意志疏通を図ってほしいという希望が出された。例えば、検討委員会が中間報告をつくりあげたような場合には、本会でもこれを批判し、あるいはそれを素材として議論する機会をもってはどうかという提案もあった。

以上のような討議ののち、本会の当面とりあげるべき議事としては、いままで続けられてきた教養部問題の論点をもう少し煮つめること、学部、研究所の改革、改組などの問題を全学的な立場から討論することに落ちついた。とくに後者は各人が余程の決意をもって問題をさらけ出し、掘り下げねば、噛み合い点を見出すことは困難であろうと思われる。いずれにしても、今後は広報の紙面を多くもらい、それらの討論の経過や意見をもっと具体的に知らせるようにしたいという点では、異論がなかった。

なお、教養部で最近おこった昭和43年度後期試験のレポート提出問題に関する紛争の経過について報告を受け、理学部からは同自治検討委員会の報告1「教室運営の現状と問題点」を参考資料として配布された。

(日比野丈夫会員、森口兼二会員)

工学研究所集会の成立について

工学研究所においては、全構成員の総意を研究所における研究、管理、運営等に反映させることを目的とした工研集会を設けるため過去3か月近くにわたり準備委員会を設け検討してきたが、5月28日規約を採択して正式に発足した。

集会は工学研究所の専任職員、非常勤職員、専任教官の直接の指導下にある大学院学生および集会の総意により認められた者により構成される。

また、運営委員会を設け、集会の運営ならびに目的達成のために必要な業務を行なうことになった。